

平成28年3月31日

東京都港区浜松町二丁目11番3号
日本マスタートラスト信託銀行株式会社

女性活躍推進法への取組み(お知らせ)

弊社では、女性活躍推進法が平成28年4月1日に施行されることを受け、事業主行動計画を策定いたしましたので、女性活躍に関する情報公表項目とあわせ、以下の通りご案内申し上げます。

1. 事業主行動計画

次ページご参照

2. 女性活躍に関する情報公表項目

(平成27年3月末現在)

労働者に占める女性労働者の割合	68.9%
係長級にある者に占める女性労働者の割合	56.8%

(数値は受入出向者を含めた全社員ベースで算出)

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 行動計画

女性が活躍できる就業環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成28年4月1日 ～ 平成30年3月31日 （2年間）

2. 当社の課題

- (1)当社は女性就業者が約7割を占めており、「出産・育児」といったライフイベントを迎えても、長く働き続けられる会社でありたい。
- (2)当社は女性登用を推進し、女性が管理職として、あるいは管理職候補（係長級）として、やりがいをもって能力発揮できる会社でありたい。

3. 目標

当社は、開業して15年、自社採用を始めて10年の歴史の浅い会社であることを踏まえ、以下の2つを目標として掲げる。

- (1)自社採用社員に占める継続勤務年数10年以上の社員の比率を、計画期間終了時点で**27%以上**に引き上げる。
- (2)管理職候補である係長級の女性就業者を、計画期間終了時点で平成26年度末比で**30%以上**増やす。

4. 取組内容と実施時期

(1)長期継続勤務・活躍をサポートするための職場環境の継続的な改善

- 平成28年4月～ 産育休者への会社情報のメール配信
- 平成29年3月～ 短時間勤務者等制約社員による意見交換の定期実施
- 平成28年11月～ 職場風土調査(ES調査)の継続実施
- 平成28年12月 子ども参観日の実施

(2)ローテーションの活性化等による管理職候補者の育成

- 平成28年4月～ ローテーション目標管理運営の継続実施
- 平成28年4月～ 新入材育成プログラムの運用開始
- 平成28年4月～ レベルチェックの定期実施
- 平成28年1月～ CDP面接の定期実施
- 平成29年9月～ 新人事制度の理解促進及び評価運営の適正化のための管理職研修実施

以上